

住宅防音工事説明会を開催します

成田空港の更なる機能強化に伴う騒特法の告示や騒防法に基づく騒音区域の追加指定等による告示がなされ、成田国際空港(株)の助成対象となる住宅防音工事区域が拡大されました。

新たに助成対象となる住宅

- ① 拡大した騒防法第1種区域内に、令和2年4月1日時点で所在する住宅
- ② A滑走路とB滑走路については平成23年4月1日告示により指定された第1種区域内に平成23年4月2日から令和2年4月1日の間で建てられ、令和2年4月1日時点で所在する住宅

※一部対象とならない住宅があります。

※新たに第1種区域に指定された区域

谷台、木戸台、小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田、坂田池、取立、長倉、牛熊、横芝、古川、両国新田、栗山、宝米、市野原、傍示戸、富下、虫生、新井の一部、芝崎の一部、宮川の一部(栗山川の西側)

※各回とも説明内容は同じです。ご都合の良い日時にお越しください

とき		ところ
6月25日(木)	午後7時～	町民会館大ホール
6月28日(日)	午後2時～ 午後6時～	文化会館集会室

助成内容

住宅防音工事
 玄関や窓等の開口部の防音対策として、既存の普通サッシを防音アルミサッシに取り換える等の工事や空調和機器(冷暖房機、換気扇等)を設置します。

(注意事項)

- ・世帯人数に応じて助成限度額や空調和機器の設置限度台数があります。
- ・住宅の所在地により住宅の壁・天井に対する防音工事として「拡充工事」や「内窓設置工事」等があります。
- ・すでに町または、(公財)成田空港周辺地域共生財団による防音工事助成を受けている住宅は、定められている防音の設計基準を満たさない部分のみ防音工事を受けられ、空調和機器は、設置限度台数まで追加できます。

住宅の所在地や建築年月日により、対象となる事業が異なります。

重要

町住宅防音工事業(旧準谷間地域により住宅防音工事を実施された皆さまへ)

町住宅防音工事業により空調和機器を設置され、設置後10年以上が経過し、今後、空調和機器の更新を実施する場合は、騒防法第1種区域となったことから、成田国際空港(株)の助成対象となりますので空調和機器の更新を希望される場合は、防音の設計基準を満たさない部分について、成田国際空港(株)が助成する住宅防音工事を実施してから、空調和機器の更新工事を行うこととなりますので、空調和機器の更新を検討している方は、お早めに申請してください。

お済みですか?
 特別定額給付金の申請は8月19日(水)までです。

期限までに申請が行われない場合は、給付金の受け取りを辞退したとみなされ、受給ができなくなります。また申請手続きをしていない方は、お早めに申請してください。

※申請書を提出後、振込まで約20日かかります。

対象者

基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている人
 受給権者
 基準日での世帯の世帯主

給付額

給付対象者1人につき10万円

申請書が届いていない方や、申請書を提出後30日以上経過しても振込がない場合は企画空港課までご連絡ください。

- 問 NAA地域共生部
住宅防音工事担当
☎ 0476(34)5874
- NAA山武地域
相談センター
☎ 0120(84)1226
- 企画空港課空港班
☎ (84)1279

申請 企画空港課企画政策班
 ☎ (84)1279